大規模事故等対策編

第１章　大規模火災対策計画

市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定めます。

また、本町は総面積の約 48%が山林であり、一旦火災が発生した場合、地形の制約や可燃物の堆積等により、燃焼時間が長時間に及ぶ可能性が高くなるため、林野火災の予防活動とともに消火活動についてもその徹底を図ります。

第１節　火災予防

第１　基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及して予防消防に努め、火災から町民の生命、身体及び財産を保護します。

第２　災害に強いまちづくり

１　建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、必要に応じて以下の対策を推進します。

（１）都市計画法の規定による防火地域及び準防火地域の指定

（２）市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

（３）消防法第７条の規程による建築同意制度の効果的な運用

２　火災発生原因の制御

火災の発生を未然に防ぐ体制づくりを進めるため、必要に応じて以下の対策を推進します。

（１）防火管理者制度の効果的な運用

ア　学校、工場等に防火管理者の選任を徹底させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について周知を図ります。

イ　防火管理者を育成するため、防火講習会等の参加促進によって、防火管理能力の向上を図ります。

（２）予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導を行います。

（３）高層建築物の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図ります。

（４）火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、防災関係機関と協力して火災予防運動を毎年定期的に実施します。

３　耐災環境の整備

耐災環境を整備するため、以下の対策を推進します。

（１）消防水利施設、消防機械の整備対策

（２）消防団員の確保

（３）民間防災組織の確立

４　林野火災危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めます。

５　林野火災巡視等

町は、林野での警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行います。

第３　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

１　情報の収集及び連絡関係

（１）情報の収集及び連絡体制の整備

林業関係事業者と防災関係機関との間における情報の収集及び連絡体制を整備します。その際、勤務時間外等においても対応できる体制とします。

また、機動的な情報収集活動を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集及び連絡システムの一層の強化を図ります。

（２）情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活用します。

また、県が実施する林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に協力します。

（３）通信手段の確保

町は、大規模火災及び林野火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図ります。

２　消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、消防水利として活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めます。

さらに、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

また、林野火災に備え、水利の確保に努めるとともに、適正な備蓄や配置に努めます。

３　避難収容活動への備え

（１）避難誘導

町は、大規模火災に備えて指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民に周知するとともに、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備します。

また、林野火災に備えて、日頃から町民や入山者への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導体制を整備します。

（２）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路

指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路については、「共通編　第２章　第６節　避難対策」に準じるものとします。

４　施設及び設備の応急・復旧活動

町は、所管する施設及び設備の被害状況を把握し、かつ応急・復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておきます。

５　被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災及び林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備します。

また、町民等からの問い合わせに対応できる体制を整えるよう努めます。

６　防災関係機関等の防災訓練の実施

（１）訓練の実施

町は、消防機関と協力して大規模火災及び林野火災を想定し、町民参加による実践的な消火、救急救助活動等の訓練を実施するよう努めます。

（２）実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況等を加味し、適切な訓練実施時間を設定する等、より実践的なものとなるよう工夫します。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行い

ます。

第４　防災対策の充実

１　大規模火災予防対策

町は、消防機関と協力して火災予防運動を実施し、大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所でのとるべき行動等について周知を図ります。

２　林野火災予防対策

林野火災の原因は、たばこ、たき火等の火気の取扱いの不始末によるものが大部分を占めていますので、火災予防対策の普及啓発により、その防止を進めるほか、乾燥季を中心に主として森林を対象に以下の対策を推進します。

（１）予防啓発活動

一般火災予防対策と併せて、関係者を対象に火災予防の啓発を行うとともに、ポスターの掲示等により、入山者に対して注意を喚起します。

（２）山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起していきます。

（３）山林火災防御訓練の実施

町は県とともに、山林地域について、防火思想の普及啓発を図るため、山林火災防御訓練を実施していきます。

第２節　消防活動

第１　基本方針

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定めます。

第２　比企広域消防本部による消防活動

１　情報収集、伝達及び応援隊の受入れ準備

（１）災害情報の把握

１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整えます。

（２）把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけます。

（３）応援隊の受入れ準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行います。

２　大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に則ります。

（１）避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路確保の消防活動を行います。

（２）重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行います。

（３）消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行います。

（４）市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行います。

（５）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先します。

（６）火災現場活動の原則

ア　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧します。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

３　救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行います。詳細については「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」によります。

第３　消防団による消防活動

１　出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図ります。

２　消火活動

地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行います。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行います。

３　救急活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行います。

４　避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させます。

５　情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡します。

６　応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行います。

第４　他の消防機関に対する応援要請

１　消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請します。

２　知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができます。

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができます。

３　緊急かつ広域的な応援要請

知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認めたときは、緊急消防援助隊の応援を要請するものとします。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画によります。

４　要請上の留意事項

（１）要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとしますが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請します。

ア　火災の状況、負傷者、要救助者の状況及び応援要請の理由
イ　応援消防隊の派遣を必要とする予定期間
ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員
エ　町への進入経路
オ　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

（２）応援隊の受入れ体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入れ体制を整えます。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入れ体制を整えます。

ア　応援隊の誘導方法
イ　応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
ウ　応援隊の活動拠点の確保

第３節　大規模火災及び林野火災対策

第１　基本方針

市街地における大規模火災及び林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合に、消火活動、捜索活動、救急救助活動、医療活動等を実施するため、町、県、防災関係機関、森林管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めます。

第２　発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

１　災害情報の収集及び連絡

（１）大規模火災及び林野火災発生直後の被害情報の収集及び連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模及び被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡を行います。

（２）大規模火災、林野火災情報等の収集及び連絡系統

火災情報の収集及び連絡系統は以下のとおりとします。

【 情報連絡系統図 】

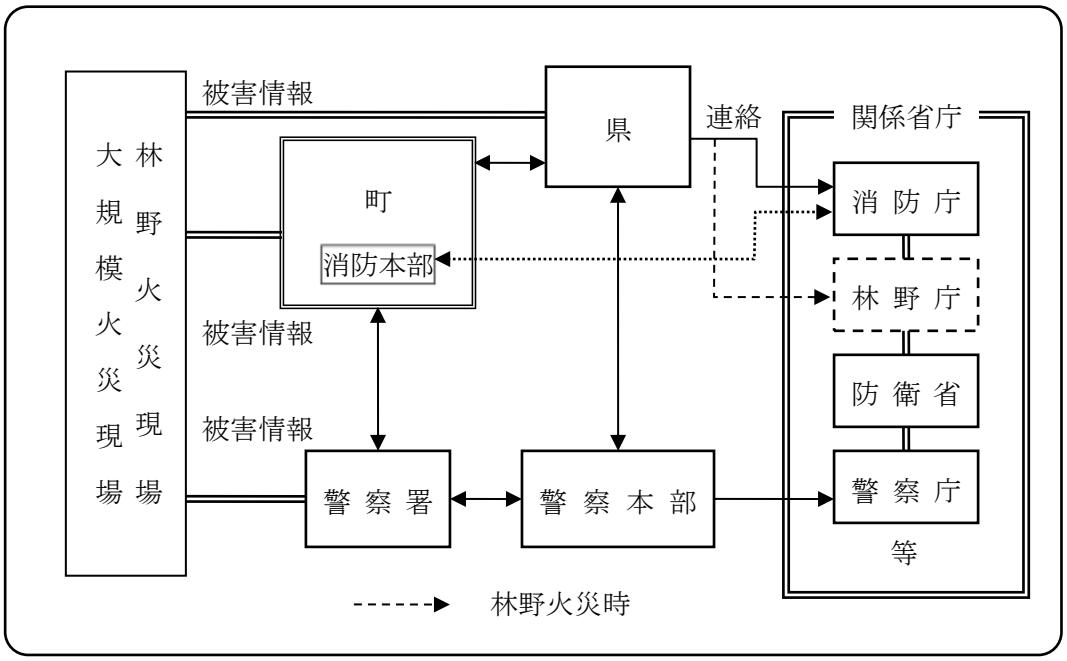

（３）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとします。

２　通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保します。また電気通信事業者は、町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行います。

第３　活動体制の確立

１　町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対して設置状況等を報告するとともに、防災関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えます。

２　事業者の活動体制

大規模火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等、必要な対策を講じます。

また、林野火災の場合には、林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、

初期対応、情報連絡等に協力します。

３　消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行います。

林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況及び気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求める等、早期消火に努めます。また、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとします。

なお、消火活動の調整を行う指揮所を設置します。

４　緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行います。

５　避難収容活動

発災時における避難誘導等については、「風水害対策編　第１章　第７節　避難対策」に準じます。

孤立するおそれのある地域の居住者等には、早期の避難を指示します。

６　施設及び設備の応急・復旧活動

専門技術を有する人材を活用し、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急・復旧を速やかに行います。

７　的確な情報伝達活動

被災者、町民等に対する的確な情報伝達活動は、以下に準じます。

震災対策編　第１章　第３節　第３　町民への広報・広聴
震災対策編　第１章　第３節　第４　報道機関への情報提供等
震災対策編　第１章　第３節　第５　帰宅困難者・要配慮者への広報

第２章　危険物災害対策計画

第１節　災害予防計画

第１　基本方針

危険物、高圧ガス、鉄砲及び火薬類等の漏洩並びに流出、火災又は爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生等により、多数の死傷者が発生した場合に、その被害の予防又は軽減を図るため、町、県、防災関係機関等が実施すべき対策を定めます。

第２　危険物施設

消防法第２条第７項に規定する危険物及びその施設は、近年、各種産業の発展に伴って複雑化しています。

これら危険物施設に対する災害予防対策を以下に示します。

１　危険物製造所等の整備改善

（１）危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導します。

（２）立入検査を励行して災害防止の指導をします。

２　危険物取扱者制度の効果的な運用

（１）危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させます。

（２）危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導します。

（３）保安教育を実施します。

３　施設及び取扱いの安全管理

（１）施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員の選任を指導します。

（２）危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導します。

第３　高圧ガス

高圧ガス関連の災害予防対策を以下に示します。

１　法令に基づく指導等

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保します。

２　防災関係機関の協力に基づく指導等

経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図る

ほか、必要に応じて防災関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たります。

３　高圧ガス保安協会の協力に基づく指導等

高圧ガス保安協会の協力のもとに、事故例の配布を行うとともに、各種保安講習会等を開催して防災上の指導に当たります。

４　製造保安責任者及び販売主任者制度の効果的な運用

製造保安責任者及び販売主任者制度の効果的な運用を図ります。

第４　鉄砲・火薬類

鉄砲・火薬類に対する災害予防対策を以下に示します。

１　法令に基づく指導等

猟銃、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図ります。

２　防災関係機関の協力に基づく指導等

経済産業大臣、知事、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じて関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たります。

３　火薬類保安協会の協力に基づく指導等

火薬類保安協会の協力のもと、事故例の配布を行うとともに、火薬類製造又は取締保安責任者の講習会等を開催して火薬類の自主保安体制の確立を図る等、防災上の指導に当たります。

第２節　災害応急対策計画

第１　危険物等災害応急対策

１　基本方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態となった場合、施設管理者は、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署に通報します。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じます。

２　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察及び防災関係機関との連絡を密にし、次の措置を講

じます。
（１）危険物の流出及び拡散の防止
（２）流出した危険物の除去、中和等
（３）災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
（４）その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第２　高圧ガス災害応急対策計画

１　基本方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、または危険な状態となった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じてガスを安全な場所に移す、又は放出させ、町民の安全を確保するため待避させる等の措置を講じるとともに、防災関係機関に通報させます。

２　応急措置

（１）高圧ガス災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 3 月 17 日決裁)」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。
（２）施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じます。
ア　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させます。
イ　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移します。
ウ　ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の町民に退避するよう警告します。
エ　充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めます。
（３）知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発します。
ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発します。

第３　火薬類災害応急対策計画

１　基本方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合は、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急措置を講ずるとともに、速やかに警察署、

消防機関に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じます。

２　応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じます。

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者の近づくことを禁止します。

（２）道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等の安全な措置を講じます。

（３）搬出の余裕のない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火装置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の町民等を避難させるための措置を講じます。

※　資料１－18　危険物施設の現況

第３章　放射性物質及び原子力事故災害対策計画

第１節　放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

第１　基本方針

１　趣旨

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数あります。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し日常生活にも大きな影響が及んだところです。

これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとします。

２　現況

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要ですが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握しています。

３　基本方針

原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、警戒事象の段階から、事象の進展の度合いに応じ、防災対応要員の参集、町災害対策本部等の対応組織の設置等、必要な体制を整備します。また、事象の進展状況、応急対策の進捗状況、被害状況等の情報の関係機関等への速やかな伝達と共有等の情報連絡体制の整備、屋内退避、避難収容等の防護活動体制の整備、要配慮者等の避難誘導及び移送体制の確保、被災した他市町村住民の受入れを含めた応援協力体制の拡充及び強化、対応整備のための技術習得や研修の実施、放射能測定機材の整備、除染実施体制の整備、ガレキの保管場所の事前設定等の対策をとるものとします。

第２節　実施計画

第１　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策（核燃料物質使用事業者、放射性同位元素使用事業者、町、県、消防機関）

１　核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

（１）核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、本計画及び県地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとします。

（２）放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備及び充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとします。

（３）放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育及び訓練を積極的に行うものとします。また、核燃料物質使用事業者は、町民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果等を定期的に施設周辺の町民等に報告する等、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとします。

（４）防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとします。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとします。

（５）緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとします。

２　放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとします。

３　放射性物質取扱施設の把握

町及び消防機関は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとします。

第２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（町、県、消防機関、道路管理者）

１　情報の収集及び連絡関係

（１）情報の収集及び連絡体制の整備

町は、放射性物質取扱事業者等と防災関係機関との間における情報の収集及び連絡体制を整備するものとします。その際、勤務時間外等においても対応できる体制とします。

（２）情報の分析及び整理

町は、収集した情報を的確に分析及び評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県及びその他関係機関との連携を図るものとします。

（３）通信手段の確保

町は、県と連携し、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとします。

なお、町等の整備する情報連絡システムについては、「共通編　第２章　第２節　情報収集・伝達体制の整備」によります。

２　災害応急体制の整備

（１）職員の体制

町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとします。また、活動手順、資機材及び装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知を図るものとします。

（２）防災関係機関の連携体制

町は、応急・復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、防災関係機関との連携を強化しておくものとします。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国及びその他の関係機関との連携を図るものとします。

（３）広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は県と連携し、他都県との応援協定を締結する等、広域応援体制を整備及び充実するものとします。

３　緊急被ばく医療体制の整備

（１）緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとします。また、あらかじめ県、消防本部等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備します。

（２）傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、町は、県の整備するヘリコプター等による広域搬送体制を活用します。

４　防護資機材の整備

町、県、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救急救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとします。

５　放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に、町内各地点における放射線量等を測定する体制の整備に努めるものとします。

６　避難所の指定及び避難収容活動への備え

（１）大規模な避難者の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受入れについては、「共通編　第２章　第６節　避難対策」を準用します。

（２）指定避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ指定避難所を指定するとともに、町民への周知を図るものとします。

（３）避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとします。

７　飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「共通編　第２章　第８節　非常用物資対策」を準用して飲料水を供給します。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県、国等と協働して実施するものとします。

８　広報体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとします。

９　住民相談窓口の整備

町は、町民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ整備するものとします。

10　防災教育・防災訓練の実施

（１）防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて町職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとします。

ア　放射線及び放射性物質の特性に関すること

イ　放射線防護に関すること

ウ　放射線による健康への影響に関すること
エ　放射線関係事故発生時に本町がとるべき措置に関すること
オ　放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること
カ　防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
キ　その他必要と認める事項

（２）町民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、町民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとします。

広報の主な内容については、以下のとおりとします。

ア　放射線及び放射性物質の特性に関すること
イ　放射線防護に関すること
ウ　放射線による健康への影響に関すること
エ　放射線関係事故発生時に本町がとるべき措置に関すること
オ　放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること
カ　その他必要と認める事項

（３）訓練の実施と事後評価

町は県と連携し、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮した訓練を実施するものとします。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとします。

第３節　放射性事故災害応急対策計画

第１　目標

町における放射線関係事故としては、核燃料物質等の輸送中の事故等、また、放射性同位元素使用施設における火災等が想定されます。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事務所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられます。そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとします。

なお、県を通過する核燃料物質の輸送物は、専ら低濃縮ウランや六フッ化ウラン等のＡ型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとします。

さらに、県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難者等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとします。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国等が行う主体的な対策と密接に連携して行うものとします。

第２　核燃料物質等輸送事故災害対策（町、県、消防機関、原子力事業者、道路管理者、警察本部）

１　輸送事故発生直後の情報の収集及び連絡

（１）事故情報の収集及び連絡

ア　核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに最寄りの消防署及び警察署に通報するとともに、県、事故発生場所を管轄する町及び安全規制担当省庁等に通報します。

町は、事業者等から受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警察、消防、関係機関等との間で、情報の交換等を行います。

イ　核燃料物質等輸送時の事故情報の収集及び連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集及び連絡系統は以下のとおりとします。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

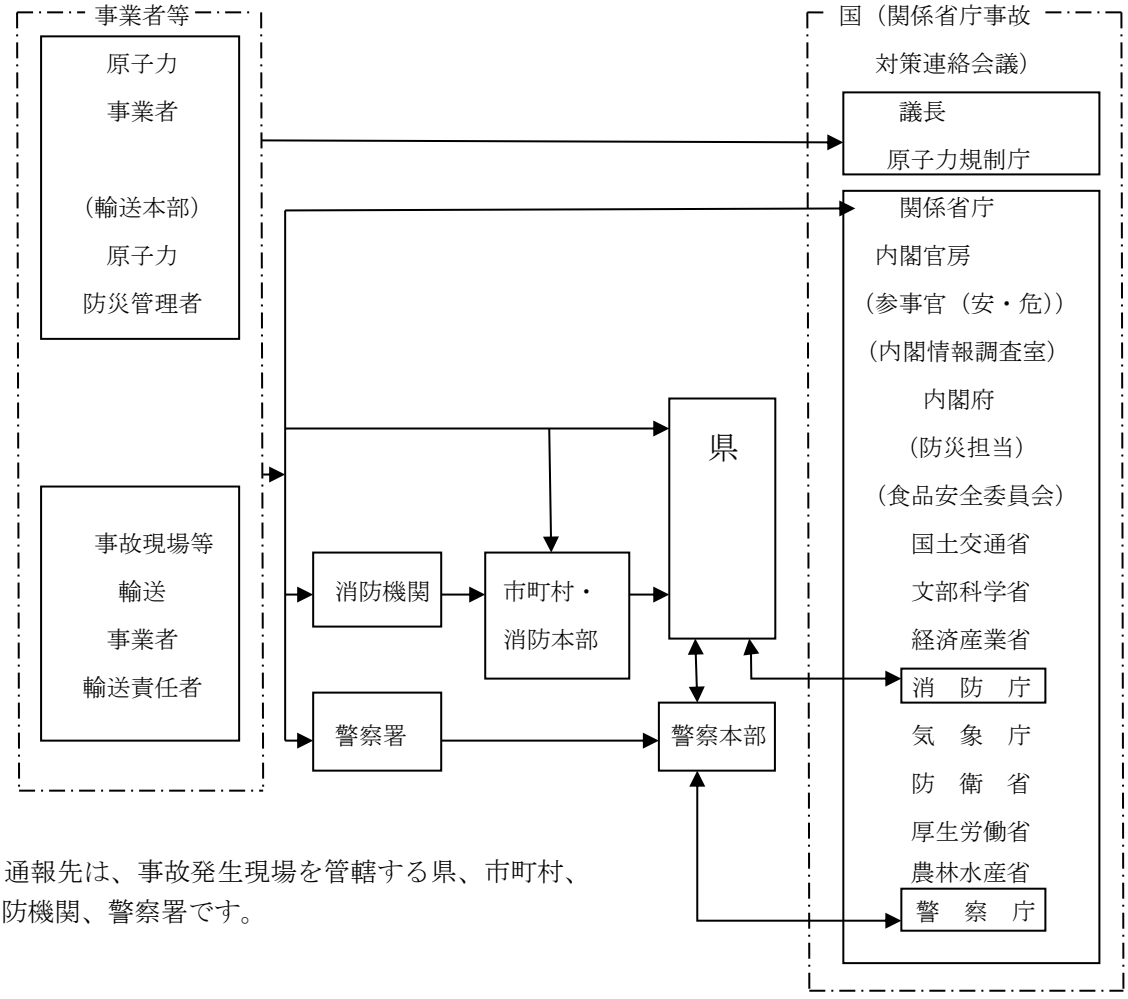

※　通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防機関、警察署です。

ウ　応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡します。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国等に、応急対策の活動状況等を随時連絡します。

（２）通信手段の確保

町、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保します。また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行います。

２　活動体制の確立

（１）原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとします。

また、事業者等は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施します。

（２）警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通知を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助、交通規制等の必要な措置を講ずるものとします。

（３）消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救急等の必要な措置を講じます。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100mを警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として確保します。

（４）県の活動体制

ア　情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討します。

イ　国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等、事故対策についての支援及び協力を要請します。

ウ　自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行います。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛

隊の派遣要請を行います。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「風水害対策編　第１章　第１節　第３　自衛隊の災害派遣」によります。

（５）町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制、災害対策本部の設置等の必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図ります。

（６）応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町村に対して町への応援を指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとします。

３　消火活動（消防機関、原子力事業者等）

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行います。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行います。

また、被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施します。

４　原子力緊急事態宣言発出時の対応

（１）災害対策本部の設置等

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町及び県は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、「５　緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動」以下の措置を講じます。

（２）災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、町は、災害対策本部を閉鎖します。

５　緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

（１）緊急輸送活動

町及び県は、車両、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行います。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送します。

（２）交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、防災関係機関からの情報に加え、交通監視カ

メラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握します。

６　退避・避難収容活動等

（１）退避・避難等の基本方針

原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するとき、町は、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講じます。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人等の要配慮者にも充分配慮します。

（２）警戒区域の設定

ア　警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が「資料１－９　ＯＩＬと防護措置について」に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避又は避難を行う区域（警戒区域）を指定します。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15ｍとします。

イ　屋内退避又は避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、町民に講じるよう指示等します。

また、知事は、町の区域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第 72 条第１項の規定に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域を設定した町長を応援するよう指示します。

ウ　防災関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、防災関係機関に対し、協力を要請します。

（３）退避又は避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の町民に対して、自宅等の屋内退避等、必要な指示を行います。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設します。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者及びその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じます。

（４）避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図ります。

また、町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めます。

（５）要配慮者への配慮

町は、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の避難誘導及び避難所生活に十分配慮し、特に、健康状態の把握に努めます。

（６）町民への的確な情報伝達活動

町民等に対する的確な情報伝達活動は、以下に準じます。

震災対策編　第１章　第３節　第３　町民への広報・広聴
震災対策編　第１章　第３節　第４　報道機関への情報提供等
震災対策編　第１章　第３節　第５　帰宅困難者・要配慮者への広報

７　核燃料物質等の除去等

事業者は、町及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努め、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去及び除染を行うものとします。

８　各種規制措置と解除

（１）飲料水及び飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合又は原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果、県及び国の指導又は助言若しくは指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水及び飲食物の摂取制限を行います。

（２）解除

環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、町、県、原子力事業者、消防機関は、交通規制、避難又は退避の指示、警戒区域の設定、飲料水及び飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行います。

９　被害状況の調査等

（１）被災した町民の登録

町は、県の指示により、医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した町民の登録を行います。

（２）被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して町民が受けた被害を調査します。

ア　退避又は避難等の措置
イ　立入禁止措置
ウ　飲料水及び飲食物の制限措置
エ　その他必要と認める事項

（３）汚染状況図の作成

町は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するととも

に、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

10　町民の健康調査等（町、県）

町は、県と連携して、退避及び避難した町民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、町民の健康維持と民心の安定を図ります。

※資料１－９　ＯＩＬと防護措置について

第４節　放射性物質取扱施設事故対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとします。

第１　事故発生直後の情報の収集・連絡

１　事故情報の収集・連絡

（１）放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、町、県、警察、消防署及び国の関係機関に通報します。

ア　事故発生の時刻
イ　事故発生の場所及び施設
ウ　事故の状況
エ　気象状況（風向及び風速）
オ　放射性物質の放出に関する情報
カ　予想される災害の範囲及び程度等
キ　その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁へ連絡します。

（２）放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとします。

【 情報連絡系統図 】

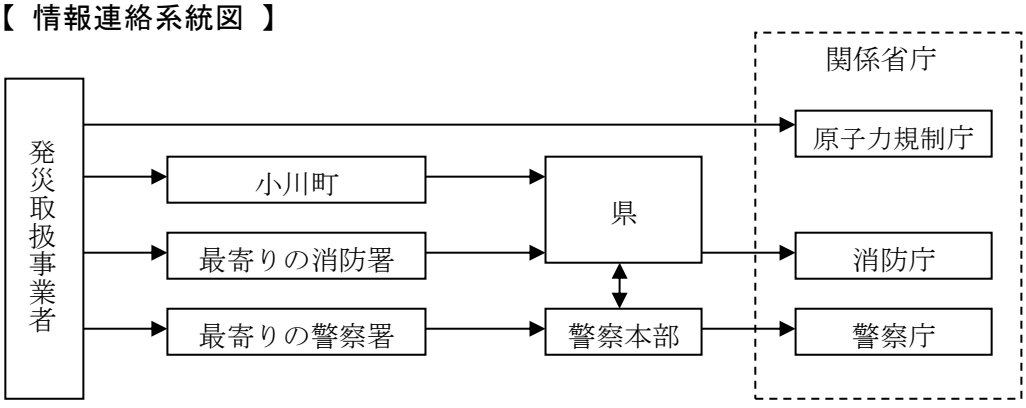

（３）応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡します。

２　通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保します。また、電気通信事業者は、町、県及び防災関係機関の通信の確保を優先的に行います。

第２　活動体制の確立

町、県及び防災関係機関は、前記「核燃料物質等輸送事故災害対策」に準じ、活動体制の確立を図ります。

第５節　原子力発電所事故災害対策

第１　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要があります。

１　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要です。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにします。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきです。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（ＥＡＬ）を設定します。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力

規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行います。

２　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

全面緊急事態に至った場合には、町民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記１の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があります。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となります。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に町民等について避難等の緊急防護措置を講じなければなりません。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければなりません。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければなりません。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければなりません。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物接種制限を継続的に講じなければなりません。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計算可能な値で表される運用上の介入レベル（ＯＩＬ）を設定します。

第４章　農林水産物災害対策計画

第１　農林水産災害対策

１　目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防及び災害発生時の的確、円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、本計画に定めるところによります。

２　実施計画

（１）活動体制

町は、災害対策の円滑な実施を推進するため、「埼玉県農林水産災害対策要領」に基づき、県及び防災関係機関との緊密な連携のもとに災害対策を講ずるものとします。

（２）措置

町は、東松山農林振興センターの指導のもと、防災関係機関等へ必要な措置を行います。

３　災害の応急対策及び復旧

（１）農作物・農業生産施設

町は県の指導のもと、被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに確立し、その指導の徹底を期します。

（２）農地及び農業用施設

町は県の指導のもと、被災農地又は農業用施設の原形復旧等の機能回復に万全を期すとともに、災害程度及び損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じます。

（３）家畜、家禽

町は県の指導のもと、災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため、災害の態様に応じて必要な措置を講じます。

（４）その他

農林業関係団体の施設など、上記１～３以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じます。

第５章　道路災害対策計画

地震、水害等に起因するトンネルの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落、落石等により道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定めます。

第１節　道路災害予防

第１　道路の安全確保

１　道路交通の安全のための情報の充実

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象及び水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備します。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集及び連絡体制を整備します。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備しておきます。

２　道路施設等の整備

（１）危険箇所の把握

町及び県は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査し、道路施設等の防災対策を行います。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、防災関係機関、町民及び道路利用者に広報を行います。

（２）予防対策の実施

ア　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努め、必要に応じ補修等適切に対応します。

イ　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。橋りょうにおいては、緊急輸送道路にある橋りょう及び落橋による孤立集落や第三者被害の発生のおそれのある橋りょうを優先し、計画的に耐震補強を図ります。

ウ　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

エ　バイパスの整備の促進等により、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施します。

オ　災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急・復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めます。

（３）資機材の整備

町は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急・復旧用資機材を保有しておきます。

第２　情報の収集及び連絡

１　災害情報の収集及び連絡体制の整備

町は、防災関係機関との間に情報の収集及び連絡体制を整備します。その際、勤務時間外等においても対応できる体制とします。また、機動的な情報収集活動を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集及び連絡体制の一層の強化を図ります。

２　通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図ります。

第３　災害応急体制の整備

１　職員の体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図ります。また、活動手順、資機材及び装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携等について訓練を実施し、職員への周知を図ります。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集及び連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておきます。

２　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急・復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、防災関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの防災関係機関との連携を強化しておきます。

第４　緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努めます。

第５　被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備します。また、町民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画の作成を検討しておきます。

第２節　道路災害応急対策

第１　発災直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保

１　災害情報の収集及び連絡

（１）事故情報等の連絡

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県及び関係市

町村と相互に連絡します。

（２）災害発生直後の被害情報の収集及び連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡します。

（３）道路災害情報の収集及び連絡系統

道路災害情報の収集及び連絡系統は次のとおりとします。

【 情報連絡系統図 】

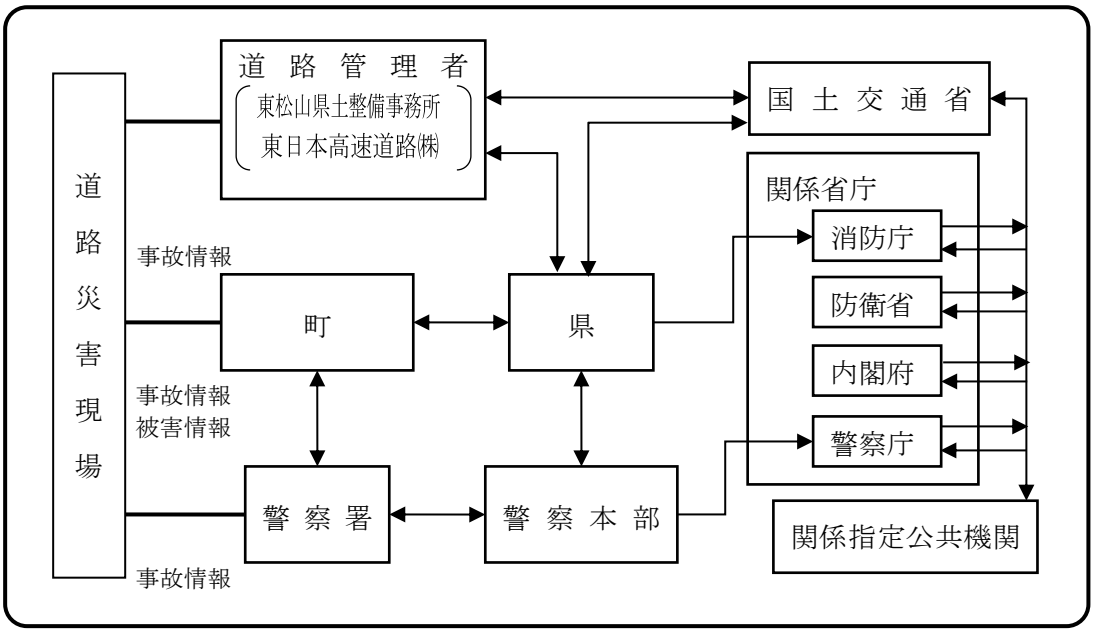

（４）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡します。

２　通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保します。また電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行います。

第２　活動体制の確立

１　職員の非常参集

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

２　災害対策本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、防災関係機関との連携のもと、応急対策活動を円滑に

行う体制を整えます。

３　消火活動

町は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう努力します。また、消防機関に応援要請を行います。

第３　緊急輸送のための交通の確保

町は、車両、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行います。

第４　被災者等への的確な情報伝達活動

１　被災者等への情報伝達活動

被災者、町民等に対する的確な情報伝達活動は、以下に準じます。

震災対策編　第１章　第３節　第３　町民への広報・広聴
震災対策編　第１章　第３節　第４　報道機関への情報提供等
震災対策編　第１章　第３節　第５　帰宅困難者・要配慮者への広報

２　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達します。

３　関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図ります。また、効果的かつ効率的な情報の収集及び整理並びに提供に努めます。

第５　道路災害からの復旧

町は、防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行います。

第６章　鉄道事故対策計画

（東武鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）高崎支社）

第１　事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等、事故の状況に応じた応急措置を講じます。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従って適切な処置を実施します。

第２　活動体制

町は、鉄道事故が発生した場合は、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関、他市町村、町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めます。

第３　連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は、「風水害対策編　第１章　第３節　情報の収集・伝達」に準じます。

第４　応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「風水害対策編　第１章　各節」に定める応急対策計画に準ずるが、特に次の項目に留意します。

１　情報収集

町は、町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、応急対策計画に定める事項について同時に報告しなければなりません。

２　災害現場周辺の町民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、町長は、事業者及び警察との連携を図り、避難の指示を行います。

３　救出救助

「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」に準じます。

４　消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助及び救出活動を他のあらゆる消防活動

に優先して実施し、消防機関を主体とした活動を町が行います。

５　応援要求

鉄道事故発生時において、町は、各地方公共団体及び防災関係機関相互の応援協力により適切な応急救助を実施します。他機関への応援要請又は自衛隊への応援要請は、「風水害対策編　第１章　第１節　応急活動体制」に準じます。

６　医療救護

県及びその他の防災関係機関と緊密に連携協力して、「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じます。

第７章　航空機事故対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ的確に事故災害応急対策を推進し、法令及び本計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めます。

第１　活動体制

町は、町域に航空機事故が発生した場合、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関、他市町村、町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めます。

第２　応急措置

１　情報収集

町は、町域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、応急対策計画に定める事項について、同時に報告しなければなりません。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編　第１章　第３節　情報の収集・伝達」に準じます。

２　避難・誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長は、警察との連携を図り、「風水害対策編　第１章　第７節　避難対策」に準じ避難の指示を行います。

３　救出、救助

「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」に準じます。

４　消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町は消防機関と協力して、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施します。

５　応援要求

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び防災関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請又は自衛隊への応援要請は、「風水害対策編　第１章　第１節　応急活動体制」に準じます。

６　医療救護

県、その他の防災関係機関と緊密に連携協力し、「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じます。

第８章　電気通信設備災害対策計画

（東日本電信電話（株）埼玉事業部）
（(株）ＮＴＴドコモ 埼玉支店）

第１　活動体制

本計画は、町内における電気通信設備に災害発生が予想されるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりです。

第２　災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社ＮＴＴドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講じます。

（１）情報連絡員の確保
（２）復旧要員の服務計画
（３）可搬無線機等の出動準備
（４）予備エンジン試運転、結果の把握及び蓄電池の点検
（５）移動電源車等の出動準備体制把握
（６）建物の防災設備の一覧
（７）非常持出しの準備
（８）復旧活動の準備
　ア　工事用車両の確保
　イ　工事用工具、計測器類の点検整備
　ウ　復旧資材の緊急確保
　エ　設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
　オ　非常食料の確保及び炊出しの準備
　カ　救護活動の準備

第３　災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとします。

（１）災害時における電気通信サービス確保のための各種の措置
（２）被害状況の把握
（３）応急復旧班の編成
（４）社員の動員計画
（５）社外防災関係機関との情報連絡
（６）資材の輸送計画
（７）電源設備の確保
（８）建物の防災
（９）広報活動

第９章　電力施設災害対策計画

（東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社）

本計画は、町内における電力施設に非常災害の発生が予想される場合、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を定め、被災地に対する電力供給の確保を図ります。

第１　非常体制の組織

町内における非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速かつ的確に推進するため、あらかじめ非常体制の組織（以下「組織」という。）を編成して町防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り、万全の準備を確立しておきます。

１　非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制は以下の区分によります。

情勢	非常事態の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	第１非常事態
・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	第２非常事態
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域あるいは事業所のある所、県内で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	第３非常事態

第２　平常時の対策

１　設備強化対策

（１）各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期します。

（２）各設備所管箇所は、平常時の設備巡視、点検等を通じ、電力設備の維持及び管理に努めます。

２　要員の確保対策

総支社、現業機関等、本（支）部設置箇所は、勤務時間外においても要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておかなければなりません。

３　資材等の確保対策

総支社、現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両等の確保又は整備に努めます。

４　宿泊施設、食料の確保対策等

総支社、現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めます。

５　広報活動

総支社、現業機関等は、平常時から新聞、テレビ、広報車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知し、事故防止に努めます。

（１）無断昇柱、無断工事をしないこと
（２）電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
（３）断線垂下している電線には絶対さわらないこと
（４）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること
（５）屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること
（６）警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと
（７）地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと
（８）その他事故防止のため留意すべき事項

６　社外機関及び他企業との協調

（１）総支社、現業機関等は、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止及び電力設備被害の早期復旧を図るため、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をします。
　また、官公署及び請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化、充実に努めます。
（２）総支社、現業機関等は、国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加します。

第３　非常災害対策活動

１　設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然

に防止するため、各電力設備の重点的巡視及び点検を行なうとともに、仕掛り工事、作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講じます。

２　要員の確保

非常災害対策要員は気象、地象情報及びその他の情報に留意し、非常体制の発令に備えます。

３　資材等の調達及び輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達確保し、災害地への輸送に努めます。

４　宿泊施設、食料の確保等

（１）非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設及び食料の確保に努めます。

（２）上記により確保した宿泊施設及び食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行います。

５　情報活動

（１）台風の動き、風速降雨量及びその他の情報については、熊谷地方気象台、町及び県防災会議、町及び県災害対策本部、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡します。

（２）情報交換は有線若しくは搬送通信によるほか無線の高度利用を図りますが、通常の通信設備が通信不要となった場合は、保線用、営配用、非常用等の無線機を活用し、さらにＮＴＴ、鉄道、警察電話等の利用をはかる方法を事前に確立しておきます。

（３）上記に示すすべての通信連絡が不要となった場合に、各機関の連絡方法として相互連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておきます。なお、行動を起こすにあたっては、河川、橋りょう、道路状況等について、県全般の状況を防災関係機関にできる限りの確認をとり、危険を回避します。

６　広報活動

社外又は公衆の事故防止対策として、ラジオ、テレビ、広報車、ビラ等により、第２の５に定める広報活動を行い、事故防止に努めます。

第４　復旧活動

１　被害状況の収集及び周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響しますので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努めます。

（１）被害状況の収集

ア　総支社本部は電話連絡可能の場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、速やかに被害の全般を掌握します。

イ　総支社本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により県災害対策本（支）部、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集等あらゆる方法により、速やかに被害の全貌を把握します。

ウ　各支部は、あらかじめ計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握に努める。なお、巡視にあたっては本部との連絡を密にします。

エ　被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法により、その被害数の把握に努めます。

オ　対策本部の情報班は速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込等）の地域的な情報について周知に努めます。

カ　対策本（支）部は、町及び県防災会議、町及び県災害対策本部、並びに諸官公庁に対して、所要の報告及び連絡を行い、また、対策本部は本社対策本部並びに近接総支社本部と相互に、さらに地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、速やかな応援及び協力を得られるよう努めます。

２　被害の復旧対策

（１）対策本（支）部は、各設備に速やかに被害状況を掌握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした早期復旧計画を立てます。

ア　復旧作業班の配置及び復旧応援班の必要の有無

イ　復旧資機材の調達

ウ　復旧作業の日程

エ　復旧又は仮復旧の完了見込み

オ　宿舎、衛生、食料等の手配

カ　応急・復旧（発電車等）の必要の有無

キ　その他必要対策

（２）各施設の復旧順位は、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行います。

３　災害情報の収集及び報告

（１）速報様式による一般被害情報の収集及び連絡は、対策本（支）部情報班相互で、また東京電力パワーグリッド株式会社設備被害情報の収集及び連絡は対策本（支）部復旧班相互で行います。

（２）経済産業省（局）その他官庁に対しては、本社対策本部が統一報告します。

第 10 章　雪害対策計画

本計画は、大雪による被害から交通、通信、電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講じます。

第１　道路交通の確保

１　凍害防止対策

交通の確保が特に必要な場合で、凍害防止対策を要する道路については、融雪剤の配備に努めます。

２　除雪体制

道路交通を確保するため、防災関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図ります。

３　情報提供

町は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報が提供できるよう道路情報機能の整備等に努めます。

第２　鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図ります。

第３　通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、防災関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保について充実を図ります。

第４　その他

町及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図ります。

また、職員の動員計画及び体制については、「風水害対策編　第１章　第１節　応急活動体制」に準じます。

第 11 章　文化財災害対策計画

第１　基本方針

１　趣旨

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護又は保全するための対策について定めます。

２　留意点

文化財そのものを保護するための防災対策とともに、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めるための施策も重要です。

第２　実施計画

１　予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想されますが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状です。

２　文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとします。

（１）火災予防体制

ア　防火管理体制の整備

イ　文化財に対する環境の整備

ウ　火気使用の制限

エ　火気の厳重警戒と早期発見

オ　自衛消防と訓練の実施

カ　火災発生時における措置の徹底

（２）防火施設の整備強化

ア　火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

イ　消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化

ウ　避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

３　その他

（１）文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動

（２）所有者に対する啓発

（３）管理保護についての助言及び指導

（４）防災施設に対する助成

第 12 章　火山噴火降灰対策

富士山及び浅間山が噴火した場合における降灰が町民の生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じます。

第１　事前対策

１　火山噴火に関する知識の普及

町及び県は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報及び報道がなされたときに、町民が理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報、予報及び降灰予報）と発表基準についての周知を図ります。

２　事前対策の検討

町及び県は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防及び事前対策を検討します。

（１）町民の安全、健康管理等
（２）降灰による空調機器等への影響
（３）視界不良時の交通安全確保
（４）農産物等への被害軽減対策
（５）上下水道施設への影響の軽減対策
（６）降灰処理　等

３　食料、水及び生活必需品の備蓄

火山の噴火による高速道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定されます。発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の家庭内における備蓄を推進します。

第２　応急対策

１　応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県や防災関係機関などの協力を得て、災害応急対策を実施します。

２　情報の収集及び伝達

（１）降灰に関する情報の発信

気象庁が降灰予報を発表したとき、若しくは降灰があった場合、町及び県は、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向及び風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、以下の降灰状況を町民等へ周知します。

ア　噴火警報・予報
イ　火山の状況に関する解説情報

ウ　噴火に関する火山観測報
エ　火山に関するお知らせ

（2）降灰に関する被害情報の伝達

町は、以下の降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県の災害オペレーション支援システム等により県に伝達します。県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達します。

ア　降灰の有無、堆積の状況
イ　時刻、降灰の強さ
ウ　構成粒子の大きさ
エ　構成粒子の種類、特徴等
オ　堆積物の採取
カ　写真撮影
キ　降灰量、降灰の厚さ　等

（3）降灰に伴いとるべき行動の周知

町及び県は、降灰時にとるべき行動を町民に発信します。町民への発信にあたっては、即時性の高いメディア（登録制メール、ツイッター、データ放送等）の活用を検討します。

ア　外出については、マスク、ゴーグルの着用、傘の使用、ハンカチ等で口元を覆う等、目やのどを保護する。
イ　家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
ウ　自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3　警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締りや、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期します。

4　指定避難所の開設及び運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊等により、住家を失った町民を収容するため指定避難所を開設及び運営します。

指定避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努めます。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を樹立します。

5　医療救護

「風水害対策編　第１章　第６節　救助活動及び医療救護」を準用します。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていませんが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要です。

6　交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による被害の様相及び二次被害の可能性等を平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じます。

「風水害対策編　第１章　第５節　第２　ライフライン」、「風水害対策編　第１章　第 12 節　交通対策」を準用します。

交通ネットワークやライフラインへの降灰による過去の被害は、次のような他県の例があります。降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じます。

（１）電気設備

降灰の荷重により、電線が切れる。礫を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。

（２）上水道

水道施設内の配水池等に降灰があり、濁水により配水できなくなる。火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。

（３）道路

降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

（４）鉄道

分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

7　農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援します。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされているため、土壌改良資機材等の混和や除灰等の的確な指導を行います。

8　降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとします。民有地内の降灰の除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とします。

道路における降灰処理については、緊急輸送道路を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行います。

宅地等各家庭から排出された灰の回収は、町が実施します。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施します。

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布

します。

９　物価の安定、物資の安定供給

町及び県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

※資料１－７　噴火警報、予報の種類と噴火警戒レベル
※資料１－８　降灰予報

第 13 章　複合災害対策

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生しました。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化及び長期化が懸念されます。

このため、町、県及び防災関係機関は、地震、風水害等による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させます。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じます。

第１　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源* で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要です。

そのため、日頃から、想定される複合災害の種類、規模及び被害量の想定、庁内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国及び他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速かつ的確な情報収集力、判断力及び実行力を養うことが必要です。

＊　町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政、警察、消防等の防災関係機関）、施設、備蓄、資機材等の地域資源のことを指します。

第２　事前対策

１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりでなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があります。また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知します。

２　複合災害発生時の被害想定の実施

町及び県は、想定される複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施します。

３　防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進めます。

また、町、県及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応及び業務継続性の確保を図ります。

４　非常時情報通信の整備

行政及び防災関係機関（警察、消防、緊急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援及び救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討します。

５　避難対策

「共通編　第２章　第６節　避難対策」を準用します。

町は、指定避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、土砂災害警戒区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定します。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害等で一部の指定避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の指定避難所や避難経路を想定しておきます。

６　医療体制の整備

「共通編　第２章　第５節　救助・医療体制の整備」を準用します。

町は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、太陽光パネル等の利用による再生可能エネルギーの活用、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、水、食料等の備蓄等を行います。

７　要配慮者対策

「共通編　第２章　第７節　要配慮者対策」を準用します。

町は、複合災害の想定結果に基づき、土砂災害警戒区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定します。

８　緊急輸送体制の整備

「共通編　第２章　第 13 節　交通・輸送対策」を準用します。

町、県及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行います。

第３　応急対策

１　情報の収集・伝達

「風水害対策編　第１章　第３節　情報の収集・伝達」を準用します。

町及び県は、複合災害が発生した場合、被害情報等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努めます。

２　交通規制

豪雨により、土砂災害の前兆現象の発生、若しくは河川の水位が上昇し水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生する等の複合災害が発生した場合、浸水

やがけ崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通種害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施します。

３　道路の修復

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されます。町は、各指定避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合、速やかに避難者を他の安全な指定避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行います。

令和６年２月修正

作　成　小川町防災会議

事務局　小川町防災地域支援課

〒３５５－０３９２
埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
電　話　０４９３－７２－１２２１
ＦＡＸ　０４９３－７４－２９２１